# 令和6年度 第3回

江田島市農業委員会議事録

## 令和6年度第3回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和6年6月26日(水) 14:00~15:15 場所 かくわくセンター 2 階農業研修室
出席委員	1 山田 隆見 2 下河内 昭博 4 村上 浩司 5 清水 正子 6 室元 文雄 7 中福 留美 8 田中 正彦 9 小原 正清
欠席委員	3 川尻 一行
出席者総数	出席委員 8名
事務局職員	事務局長       猪垣       英治         書       記       依山       靖裕         書       記       永村       由美         書       記       小山内       紘介
傍聴者	なし
議 事 録 署名委員	4番 村上 委員 5番 清水 委員
提出議題	議事 諸報告 議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第11号 非農地証明の申請について 議案第12号 農地利用集積計画の変更について 議案第13号 事業計画変更承認の申請について 協議事項

## 1 開 会

#### 事務局長

皆様こんにちは。御案内の時刻になりましたので始めさせていただきます。 只今から令和6年度第3回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日 の総会出席者は、委員総数9名中8名です。農業委員会等に関する法律第27 条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立し ていることを御報告します。また、会議録作成のため、本会議を録音すること をお知らせさせていただきます。

それでは、最初に会長より御挨拶を申し上げます。

### 議長

皆様、こんにちは。梅雨に入りまして農作業が中々、進みません。今年は、 昨年より暑くなると伺っておりますので、体調管理に気を付けて農作業に励ん でください。前回の総会を全国会長大会出席のため欠席となり、村上委員には 議長を務めていただきまして、ありがとうございました。また、全国農業委員 会会長大会の報告をさせていただきます。

(令和6年5月29日に東京都文京区で行われた、令和6年度全国農業委員会会長大会の内容を報告する。)

#### 事務局長

これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、 小原会長が議長となります。小原議長よろしくお願いします。

## 2 議事録署名者の指名について

#### 議長

日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては、4番の村上委員と5番の清水委員の指名をお願いさせていただきます。よろしくお願いします。なお、書記に猪垣事務局長、佐山、永村、小山内の4名の書記を指名いたします。

## 3 諸 報 告

#### 議長

日程第3の諸報告です。事務局の方から何かありますか。

#### 佐山書記

本日審議する事案は、

1つ目は、農地法第3条、5条の許可申請について。

2つ目は、非農地証明の申請について。

3つ目は、農地利用集積計画の決定について。

4つ目は、事業計画変更承認の申請について。

なお、本日は事案が多く申請者の都合で、直前に取下げとなった案件や太陽 光発電は、関連した案件がありますので一緒に審議いただきます。御了承くだ さい。以上です。

#### 議長

日程第4の議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務 局は、説明をお願いします。

#### 佐山書記

議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和6年6月26日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。 番号1、譲渡人、A、住所、江田島市江田島町、職業、無職。

譲受人、B、住所、江田島市能美町、職業、会社員。

所在地、江田島町●● 丁目 番 の1筆、面積は、152 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢になり後継者は、市外に居住しているため適正な管理ができていなかった。今回、譲受人から申し出があったため有償で譲り渡す。」

譲受人は「幸ノ浦地区で地域の方に農業を教わりながら営農するため、申請地を分筆して住居を建築し、分筆後の残地で所有権移転後は、野菜類、オリーブを耕作する。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 関係農業委員の山田委員の意見を伺います。(1番、山田委員)

山田委員 この農地は、●●地区の海沿いにある農地で現地写真では、綺麗に管理されておりますが、これまでは、雑木が生えていた耕作放棄地でした。それを譲受人のAさんが業者に依頼し綺麗な土地に復活されました。その農地を分筆して野菜やオリーブを耕作するということで、問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 何か質問等はございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号 2、譲渡人、C、住所、広島市南区、職業、無職。 譲受人、D、住所、広島市南区、職業、自営業。

所在地、沖美町●●字○○\_\_番\_の1筆、面積は146 m<sup>2</sup>。

申請理由は贈与で、譲渡人は「遠方に居住し高齢で適正な管理が困難になり、今後も農業を行う予定がないため無償で譲り渡す。」

譲受人は「将来、江田島市に移住する計画があり妻の実家が近所に当該地があり、所有する農地も近隣にあることから農業の事業拡大に当たるので、無償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 関係委員の下河内委員の意見を伺います。(2番、下河内委員)

下河内委 現地写真のように綺麗に管理されておられますので、問題ないと思います。 員

議 長 何か御質問等はございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 一つ質問があります。この方に限らず移住を計画とありますが、その後、移 住したかどうかの調査は、行っているのでしょうか。

佐山書記 行っておりません。この方は、本市に住居を建てられており生活基盤は、江 田島市にあります。

議 長 住んではいるが、住民票を移してないということですか。

佐山書記 | そうです。

中福委員 なぜ、住民票を移さないのでしょうか。

永村書記 それぞれの都合があると思います。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号 3、譲渡人、E、住所、広島市安佐南区、職業、無職。

譲受人、F、住所、江田島市能美町、職業、公務員。

所在地、能美町●●字○○\_\_\_番\_、外1筆、合計面積は466.83 ㎡。

申請理由は贈与で、譲渡人は「市外に居住しており数年間、適正な管理ができていなかった。今回、譲受人から申し出があったため無償で譲り渡す。」

譲受人は「隣接地で新築住宅を建築する計画があり、当該地の面積が広いため分筆登記を行った。また、残地で自家消費用の野菜類を耕作するため無償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 関係委員の室元委員の意見を伺います。(6番、室元委員)

室元委員 この農地は、周りが住宅地に囲まれていまして、当該地だけが荒れた状態に なっておりました。申請者が家を建て、自分の家の裏が畑となるので、適正に 管理してくれると思います。

議 長 御質問等はございませんか。

委員 無しの声あり。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記

番号 4、譲渡人、G、住所、江田島市江田島町、職業、農業。

譲受人、B、住所、江田島市能美町、職業、会社員。

所在地、江田島町●●\_\_丁目\_\_\_番\_の1筆、面積は、394 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「譲受人から土地の売買について、申し出があったため必要な面積に分筆して有償で譲り渡す。」

譲受人は「隣接地で新築住宅を建設する計画があり、農家住宅を始めるため 有償で譲り受ける。所有権移転後は、野菜類やオリーブを耕作する。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 関係委員の山田委員の意見を伺います。(1番、山田委員)

山田委員

この農地は1番の案件の隣接地あり、Gさんの農地を約半分に分筆して売却するということです。この一連の農地は隣接地になるので、野菜類やオリーブを耕作するのには、便利だと思います。現在も、この農地は綺麗に管理されており問題ありません。

議 長 御質問等はございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記

番号 5、譲渡人、H、住所、大阪府大阪市、職業、自営業。

譲受人、I、住所、江田島市大柿町、職業、農業。

所在地、大柿町●●字○○\_\_\_番の1筆、面積は、187.85 m<sup>2</sup>。

申請理由は贈与で、譲渡人は「相続により取得したが、県外に居住し適正な管理が困難で、後継者もいないことから親戚である譲受人に無償で譲り渡す。」

譲受人は「現在も申請地で管理しており譲渡人から当該地の贈与について、申し出があったため無償で譲り受ける。現在は、自家消費用の野菜類を耕作している。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 関係委員の中福委員の意見を伺います。(7番、中福委員)

中福委員 現地写真のように自家消費用の野菜類を耕作されており、綺麗に管理されて おりました。引き続き管理されると思いますので問題ありません。

議 長 何か御質問等はございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号 6、譲渡人、J、住所、廿日市市下平良、職業、税理士。

譲受人、K、住所、江田島市沖美町、職業、自営業。

所在地、沖美町●●字○○\_\_\_番\_、外2筆、合計面積は、853 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「市外に居住し適正な管理が困難なため、引き受け先を探していた。今回、譲受人と農地の売買について合意が得られたため有償で譲り渡す。」

譲受人は「隣接地で営農しており、譲渡人から申し出があったため有償で借り受ける。所有権移転後は、自家消費用の野菜類を耕作する。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 関係委員の清水委員の意見を伺います。(5番、清水委員)

清水委員 写真で分かるように、既に作物を耕作しておられて畑には、小型の重機も備えてありました。道路沿いの畑で隣接地に自己所有の畑があり、まじめな方なので問題ありません。

議 長 何か御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号 7、譲渡人、L、住所、江田島市沖美町、職業、無職。 譲受人、M、住所、広島市南区、職業、会社員。

所在地、沖美町●●字○○ 番 の1筆、面積は、462 m<sup>2</sup>。

申請理由は贈与で、譲渡人は「相続により取得したが、病弱となり家族と一緒に大阪で暮らすことになったため、甥である譲受人に実家を含む不動産を無償で譲り渡す。」

譲受人は「叔父である譲受人から申し出があったため無償で譲り受け、柑橘類を耕作していく。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長| 関係委員の下河内委員の意見を伺います。(2番、下河内委員)

議 長 何か御質問等ございませんか。

写真で見るには、かなり厳しいと思うのですが、この農地は斜面ですか。

下河内委員

斜面です。写真に写っているように金網が見えると思いますが、その金網沿いの里道を上った先の農地です。途中は、坂ですが中は平場だと思います。このまま放っておいても非農地だと思います。若い方が引き受けるので、期待を込めて耕作して貰えるかもしれません。

議 長 他に質問ございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 挙手多数。

議長 | 賛成多数で、許可といたします。以上で3条の審議を終わりまして、議案第 10号、農地法第5条による許可申請について事務局、お願いします。

佐山書記

議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和6年6月26日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、A、住所、江田島市江田島町、職業、無職。

譲受人、B、住所、江田島市能美町、職業、会社員。

所在地、江田島町●●\_\_丁目\_\_\_番\_の1筆、面積は、300 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢で後継者は、市外に居住しているため適正な管理ができていなかった。今回、譲受人から申し出があったため有償で譲り受ける。」

譲受人は「●●地区で地域の方に農業を教わりながら、営農するため申請地を分筆して住居を建築し、残地で野菜類、オリーブを耕作する。」

木造住宅1棟、駐車場、庭、延べ床面積105.99 m を建設予定です。こちらの農地は、手前の海側を住宅建設地として奥側を畑とします。

なお、本案件につきましては、第1種農地の転用案件となりますので、7月 18日に行われる広島県常設審議委員会に意見を諮ります。その常設審議委員 会で意見を諮った後に5条の許可証を渡す予定となっております。

以上、御審議をお願いします。

議 長 関係委員の山田委員の意見を伺います。(1番、山田委員)

山田委員

現地写真を見てもらうと、スクターが置いてある場所側から駐車場、庭、住居となります。先程の農地法第3条の農地に分筆した案件と同様、半分くらいを宅地に転用するものです。上水道も下水道も近くを通っていますので、問題ありません。

議 長 何か御質問等はごさいませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可相当といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記

番号2、3は、関連した案件になります。併せての審議をお願いします。 番号2、3、譲渡人、N、住所、広島市中区、職業、会社員。

譲受人、株式会社O 代表取締役P、住所、福山市南手城町、職業、会社役員。

番号 2、所在地、大柿町●●字○○\_\_\_番\_の 1 筆、面積は、1,309 ㎡。 番号 3、所在地、大柿町●●字○○\_\_\_番\_の 1 筆、面積は、1,280 ㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により多くの農地を所有するに至ったが、遠方に居住し適正な管理が困難なため譲受人に有償で譲り渡す。」

譲受人は「江田島市内に太陽光発電設備所を数か所、所有しており今回、譲渡人と土地の売買について合意が得られたため有償で譲り受ける。」

2番、太陽光パネル、174枚、発電容量、49.5 kW。

3番、太陽光パネル、180枚、発電容量、49.5kW。

いずれの農地も農振除外は済んでおります。以上、御審議をお願いします。

議 長 関係委員の中福委員の意見を伺います。(7番、中福委員)

中福委員

とても広くて太陽光発電設備や農作業をするにも、平地で日当たりが良い土地だと思います。かなり荒れておりますので、転用も致し方ないのかと思います。また、隣接地に住宅があるのですが、太陽光発電設備所建設に係る確認書も頂いているということで、問題ありません。

議 長 何か御質問等はごさいませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 採決に移ります。この2番、3番の案件について、許可することに賛成の方 の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記

番号4、譲渡人、E、住所、広島市安佐南区、職業、無職。

譲受人、F、住所、江田島市能美町、職業、公務員。

所在地、能美町●●字○○\_\_\_番\_、外1筆、合計面積は、405.03 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「市外に居住し、高齢で適正な管理が困難になるため分筆登記を行い有償で譲り渡す。」

譲受人は「当該地に自宅を新築する計画があるため有償で譲り受ける。分筆 した残地については、農地として自らが適正に管理する。」

木造住宅 1 棟、駐車場、庭、延べ床面積 91.91 ㎡。こちらの農地につきましても農振除外申請は済んでいる案件になります。

以上、御審議をお願いします。

議 長| 関係委員の室元委員の意見を伺います。(6番、室元委員)

議 長 何か御質問等はごさいませんか。

先程の案件の太陽光発電設備から気になっていたのですが、太陽光発電設備所を建設する際に農振農用地の除外申請が下りるものかと思って。住宅を建築するときであれば理解もできますが、農振農用地はもっと厳しいものだと思っていました。

小山内書 記 農振農用地に指定できるのは、10 ヘクタール以上となっており国の圃場整備や土地改良工事及び農業用水の整備が行われている農地は、農振農用地とすることと決まられております。現在の江田島市では、10 ヘクタール以上の規模で営農されている農地は、殆どないと思われますので転用理由が太陽光であっても担い手に集約する農地として「不適合」であれば、現状、広島県も農振除外を拒むものではありません。

議 長 今回の太陽光発電への転用案件は、既に何年も農地が荒れている状態であったのですが、適切に管理されている農地はどうなのかと思いまして。

小山内書 記 集団の農地が10~クタール以下で、担い手に集約できない農地、もしくは 国等の補助金を用いて整備されていない農地であれば、農振除外申請があれ ば、その都度、審議が行われて除外を認めることは可能となります。

議 長 既に荒れている農地であれば、問題ないと思いますが、本来なら農振除外という案件は、簡単に認められるものではないと思いますので、しっくりきませんでした。私の理解不足なのかもしれません。他に意見は、ございませんか。

委員無しの声あり。

議 長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号5から番号7は、太陽光発電で関連した案件になりますので、併せての 審議をお願いします。

番号 5、譲渡人、Q、住所、江田島市大柿町、職業、主婦。

番号 6、譲渡人、R、住所、広島市南区、職業、主婦。

番号7、譲渡人、S、住所、広島市佐伯区、職業、自営業。

番号5から番号7、譲受人、T株式会社 代表取締役U、住所、千葉県茂原市、職業、会社役員。

番号 5、所在地、大柿町●●字○○\_\_\_番\_、外 1 筆、合計面積は、1,038 m°。

番号 6、所在地、同じく字〇〇\_\_\_番、外 1 筆、合計面積は、1,494 m<sup>2</sup>。

番号 7、所在地、同じく字〇〇\_\_\_番\_の 1 筆、面積は、409 m<sup>2</sup>。

申請理由はすべて譲渡で、譲渡人は「農地は休耕地となっており、太陽光発電設備設置業者から申し出があったため有償で譲り渡す。」

譲受人は「近年の電力不足問題と再生エネルギーの重要性を改めて認識させられ、2021年に法人化した事業の規模拡大を図るため有償で譲り受ける。」

5番から7番までの太陽光パネル、合計560枚、発電容量、240kW、なお、本案件につきましては、太陽光パネルと隣接地の民家までの距離が近いため近隣住民への説明の確認書を提出していただくことになっております。

以上、御審議をお願いします。

議 長 関係委員の村上委員の意見を伺います。(4番、村上委員)

村上委員 事務局が説明したとおり間違いありません。

議 長 何か御質問等はごさいませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記

番号8から番号12は、関連した案件になりますので、併せての審議をお願いします。

番号8、譲渡人、V、住所、江田島市大柿町、職業、無職。

番号 9、譲渡人、W、住所、江田島市大柿町、職業、無職。

番号 10、譲渡人、X、住所、江田島市大柿町、職業、無職。

番号11、譲渡人、Y、住所、江田島市大柿町、職業、無職。

番号12、譲渡人、Z、住所、京都府京都市、職業、公務員。

番号8から番号12、譲受人、a株式会社 代表取締役U、住所、千葉県茂原市、職業、会社役員。

番号 8、所在地、大柿町●●字○○\_\_\_番\_、外 1 筆、合計面積は、1,421 m<sup>2</sup>。

番号 9、所在地、同じく字〇〇\_\_\_番\_、外 1 筆、合計面積は、467 m<sup>2</sup>。

番号10、所在地、同じく字〇〇\_\_\_番\_、外1筆、合計面積は、508 m<sup>2</sup>。

番号 11、所在地、同じく字〇〇\_\_\_番\_の1筆、面積は、483 m<sup>2</sup>。

番号 12、所在地、同じく字 $\bigcirc$  番\_、外 1 筆、合計面積は、498  $\stackrel{\circ}{m}$ 。申請地の合計面積が合わせて 3,377  $\stackrel{\circ}{m}$ となります。

申請理由はすべて譲渡で、譲渡人は「農地は休耕地となっており、太陽光発電設備設置業者から申し出があったため有償で譲り渡す。」

譲受人は「近年の電力不足問題と再生エネルギーの重要性を改めて認識させられ、2021年に法人化した事業の規模拡大を図るため有償で譲り受ける。」

8番から12番までの太陽光パネル、合計736枚、発電容量、240kW。

なお、こちらの8番から12番までの転用案件は、転用面積が30アールを超えるものとなるため、7月18日に行われる広島県常設審議委員会に意見を諮るものとします。その後、本案件につきましては、常設審議委員会終了後に許

可書を渡すことになります。以上、御審議をお願いします。

議 長 関係農業委員の村上委員の意見を伺います。(4番、村上委員)

村上委員 事務局が説明したとおり間違いありません。

議 長 何か御質問等はごさいませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可相当といたします。以上で、5条の審議を終わりまして、 議案第11号、非農地証明の申請について事務局、お願いします。

佐山書記 議案第11号、非農地証明の申請について。農地法第2条第1項の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和6年6月26日提出。江田島市農業員会会長 小原 正清。

番号1、申請人氏名、b、住所、江田島市江田島町。

所在地、大柿町●●字○○\_\_\_番、外3筆、合計面積は、691 m<sup>2</sup>。

申請理由は「以前は祖父が管理していたが、昭和60年ころから耕作放棄地となっており、申請人も農業経験がないことから山林への地目変更登記を行うため申請する。」

議 長 関係委員の中福委員の意見を伺います。(7番、中福委員)

中福委員 現地に行きましたが車も入れない土地で、長い期間、放置されているものだ と思いますので問題ありません。

議 長 真ん中の写真にフェンスみたいなものが写っているような気がするんですが、何でしょうか。

中福委員 車を置いて 20 分以上歩いている途中のところで、その写真の箇所が見えるのですが、「何か昔はやっていたのかね。」という話をしながら歩きました。申請地とは離れているので問題ないと思いました。申請地に行くには、先日の▼ ▼の場所を通って行きますので、辿り着くのが大変で推進委員 2 名と事務局員とも疲れました。事務局は、補足をお願いします。

佐山書記 会長が気になっている箇所は、今回の申請地の近隣で申請地ではありません。過去に何か事業をやっていたのかもしれませんが、その場所は農地ではありませんので、無関係になります。

議 長 山林のような状態でなく雑草が生えているだけかと思い、質問しました。 何か御質問等はごさいませんか。 委員 無しの声あり。

議 長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可といたします。以上で、非農地証明の審議を終わります。 議案第12号、農用地利用集積計画の決定について事務局、お願いします。

事務局 議案第12号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進 法第18条第1項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画 の決定について依頼があったので、農業委員会の議決を求める。

令和6年6月26日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1と2は、関連した案件ですので併せての御審議をお願いします。 番号1、2、貸し手氏名、c、住所、江田島市江田島町、借り手氏名、d、 住所、江田島市大柿町、所在地、1番、江田島町●●\_\_丁目\_\_\_番\_、面積 は、1,063㎡、2番、江田島町字○○\_\_\_番\_、面積は、416㎡、利用権の種 類、賃貸借権、利用権の内容、果樹、所有権の始期、告示日の翌日、終期、始 期から10年間、賃借料、1番、年間2,000円、2番、年間1,000円。

番号3,4、貸し手氏名、c、住所、江田島市江田島町、借り手氏名、e、住所、広島市安芸区、所在地、3番、江田島町字〇〇\_\_\_番\_、面積は、160㎡、4番、江田島町字〇〇\_\_番\_、面積は、255㎡、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、果樹、所有権の始期、公示日の翌日、終期、始期から10年間、賃借料、3番、年間2,000円、4番、年間3,000円。

以上、新規の案件が4件となります。御審議をお願いします。

議 長 集積計画について、何か御質問等ございませんか。

田中委員 3番、4番の案件の借り手住所が広島市になっていますが、通われて耕作するのでしょうか。

佐山書記 この方についても先ほどの案件と同じで、家は隣接地にあり間違いなく住んでおられます。現地で借り手本人と出合って聞きました。ただ、住民票は広島市に登録されているということです。

田中委員 住民票も江田島市に移してもらえるといいですね。

議 長 補足します。 e さんは昔、近辺で△△の飼育業をされておられました。申請 者は、その方の息子さんでお父さんは、江田島市の住民です。その実家で一緒 に住んでいるのだと思います。

田中委員 分かりました。

議 長 もう一つ補足します。番号 1・2 の案件の借り手氏名が d さんとなっておりますが、この方は、□□の社員で柑橘類をこの地区で会社が借りて耕作することになり、 d さんが先行して動いておられます。□□の会社は、農地所有的確法人になり農地を所有できますので、この地区で柑橘類を営農していくことに

なり、私もその事業を手伝わせていただいております。余談になりましたが、 他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 採決に移ります。4件の集積計画の案件について、計画を決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 挙手多数。

議 長 挙手多数で本計画については、承認といたします。以上で農用地利用集積計画の決定を終わります。議案第13号、事業計画変更承認の申請について事務局、お願いします。

佐山書記 議案第13号、事業計画変更承認の申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり承認申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和6年6月26日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

> 議案 13 号の番号 2 については、申請者の都合により取下げとなりました。 番号 1、当初許可者氏名、 f 株式会社 代表取締役 g 、住所、福山市春日 町、職業、会社役員。

承継者氏名、株式会社 h 代表取締役 i 、住所、福岡県北九州市、職業、会社役員。

所在地、能美町●●字○○\_\_\_番\_の1筆、面積は、1,372 m<sup>2</sup>。

事業変更理由は、太陽光発電設備所建設による事業者の変更で、申請理由は「非FITの太陽光発電設備は、個別に売電先を探すことがルールで決まっており、元々、計画していた売電先に売電することができなくなった。今回、当初計画者から申し出があったため事業を承継し太陽光発電設備所を建設する。」

太陽光パネル、128 枚、発電容量、69.12 kW、及び太陽光パネル、144 枚、 発電容量、77.76 kWの2基を建設予定。以上、御審議をお願いします。

議 長 関係委員の田中委員の意見を伺います。(8番、田中委員)

田中委員事務局が説明したとおり事業については、間違いありません。

議 長 何か議質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長| 採決に移ります。計画変更を承認に賛成の方は、挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で事業計画変更は、承認といたします。以上で本日の審議は、全て 終了となりました。日程第5の協議事項について、事務局、何かありますか。

佐山書記・常設審議委員会について、永村、小山内書記の出席。

・沖美町部会での江田島市農地バンクについて。

・農地利用状況調査の事務局職員向け研修会について。